

平成 28 年度多面的機能支払交付金の改正ポイント

1. 平成 28 年度以降の資源向上支払（施設の長寿命化）の新規又は再認定組織に対する新基準について
 「長寿命化の活動」においては、従来どおりの上限単価（4,400 円/10a）での認定が可能です。
 しかしながら、活動組織の**広域化**や長寿命化の活動に**直営施工の導入**の取組がない場合、上限単価及び年交付額に関する新たな要件が下記のとおり設定されましたので、ご注意ください。

○上限単価を平成 27 年度までの上限単価の 6 分の 5 に減額。→ ただし、広域活動組織になるための面積要件を満たす組織（山口県の場合は、**取組面積が 100ha 以上**）または直営施工を実施する組織は除く。

○1 集落あたり年交付額 200 万円以下 → ただし、広域活動組織になるための要件を満たす組織を除く。

※ 広域活動組織となるための要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない組織にあつては、

①上限単価（4,400 円/10a）の 6 分の 5（=3,666 円/10a）に対象農用地の面積を乗じて得た額。

②保安全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額・・・のいずれか**小さい額**を年交付額の上限とする。

【例】広域活動組織になるための面積要件を満たさない組織で、直営施工を実施。

・ 取組面積：50ha 集落数：1 集落 の場合

㊦ 交付単価 4,400 円/10a × (50 × 100) a = 220 万円

① 1 集落あたりの上限額 200 万円。 200 万円 × 1 集落 = 200 万円

👉 この場合①となる。よって、年交付金額は 200 万円。



直営による水路の補修

2. 活動評価の導入について

市町が、下記の①②の取組の成果を評価し、助言を行う仕組みをつくりました。

対象組織は、取組の成果を振り返り、地域で共有することで次年度以降の活動計画に生かしましょう。

① 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動



農業者による現地調査



地域住民との意見交換



② 多面的機能の増進を図る活動



小学生の田植体験学習
 (遊休農地の有効活用)



地域住民による直営施工
 (農道舗装)



侵入竹の伐採
 (農地周りの共同活動の強化)

注意してください！

なるほど…。



A. 資源向上支払の補修・更新について

● 「補修」と「更新」の判断の注意点

施設の補修・更新を行うものについて、機能診断を行い活動計画書に位置付ける。

水路工

- ・素掘り水路からコンクリート水路への更新や一路線全体の水路更新は、長寿命化の「更新」とする。
- ・水路通水能力を確保する場合は、対策により判断する。
(通水断面維持のための補修、断面確保のための水路の更新)
- ・一部区間の更新の場合は、取り組み項目を確認する。
(共同活動の補修としての適否)



道路工

- ・未舗装農道の舗装は、**原則、「更新」**として整理する。
ただし、路面の一部区間を維持補修として舗装を行う場合など共同活動の「補修」でも取り組み可能とする。

B. 持越（繰越）について

● 持越が可能な場合は、以下のとおり

- ・次年度早期の保全活動を行うための日当、資材費、会議等の費用に充てる場合
- ・次年度交付金とあわせ、補修や更新の工事を執行することが必要である場合
※実施要綱において、4月1日以降に実施した活動は、交付金の対象となることから**持越予算が必要な理由を十分に整理すること。**



● 取扱いの一部変更

- ・1万円未満の端数持越の取扱いについては、「持越理由がない場合でも可」としていたが、理由がない場合は不用額扱いとなることから返還対象となる。

よって、平成28年度からは認められない。

C. 平成28年度末に活動期間を迎える活動組織について

- ・活動期間中に**地域資源保全管理構想を策定する。**
- ・実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町長に返還する。
ただし、新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する対象組織については、当該残額を新たな事業計画に基づく活動に係る交付金の経理に含めることができる。
- ・継続して活動に取り組む組織にあっては、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、平成29年度早々に市町長へ申請すること。



D. 返還金について

多面的機能支払交付金は、あくまでも活動計画に基づき行う農地維持活動及び資源向上活動（共同活動、長寿命化）に対して補助するものであり、一旦交付された本交付金を返還に充当することはできない。**(当該年度の交付金を過年度返還金に充当することはできない。)**